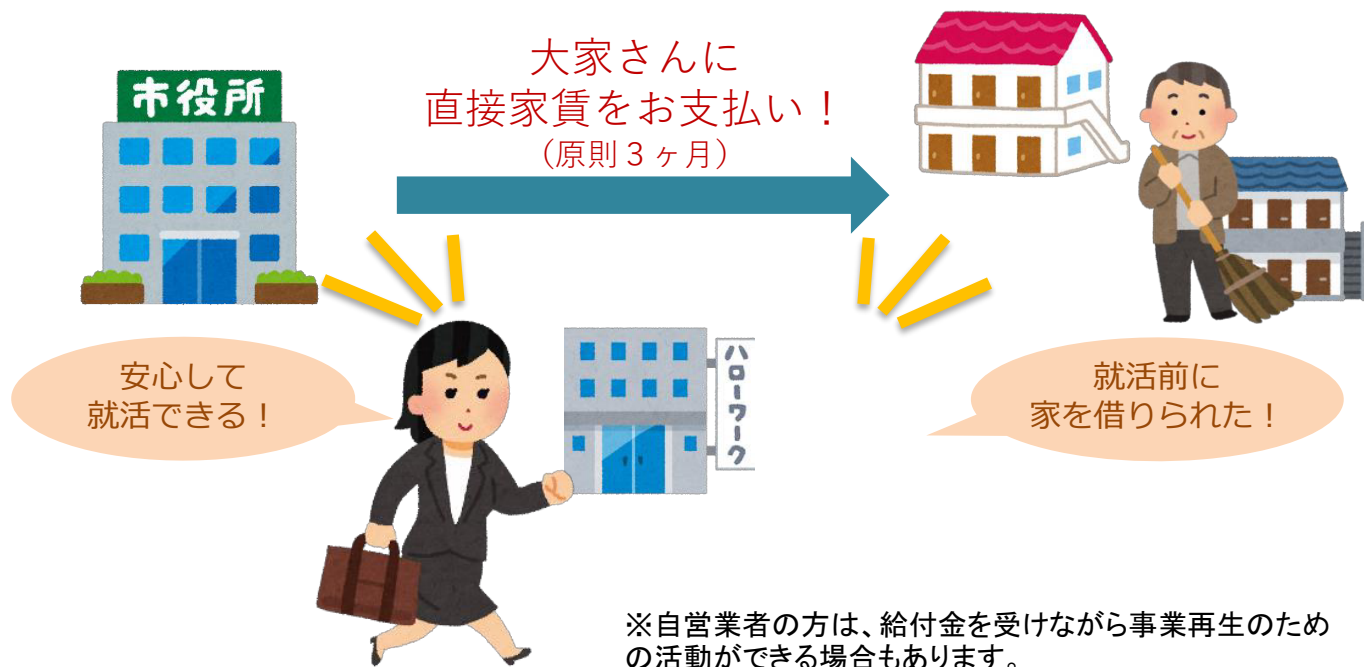


仕事を辞めた／収入が減ったことにより、 家賃の支払いにお悩みの方へ

住居確保給付金のご案内

家賃のお支払いを支援し、あなたの就職活動※をサポートします！



○どのような方が対象ですか？

- 仕事を辞めてから／事業を止めてから2年以内の方
- 休業等（※）により収入が減って、家賃を払えなくなりそうなる方
/住む家がない方

※雇用先によるシフトの減少、取引先の倒産や営業縮小、災害等の影響によるものに限る

○収入などの制限はありますか？

①と②の両方に当てはまる必要があります。

①収入が市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12 + 家賃額より少ない

※加西市の収入要件（目安）：単身世帯：7.8万円、2人世帯：11.5万円、3人世帯：14.1万円

②預貯金・手持ちのお金が①の6か月分または100万円を超えない

○詳しくはこちら

厚生労働省ホームページ

URL : <https://corona-support.mhlw.go.jp/jukyokakuhokyufukin/index.html>



○まずはご相談ください

加西市役所 地域福祉課（⑧番窓口）

所在地：加西市北条町横尾1000番地

TEL : 0790-42-8730

✉ : seikatsu-support@city.kasai.lg.jp

あなたに合った求職活動をしてください

受給するためにはその人に応じた求職活動を行う必要があります。
必要な求職活動について、よくご確認ください。

求職活動要件をチェック！

申請理由はどちらですか？

- ① 離職・廃業
- ② 休業等による収入減少

②

- ③ シフト減少（※）
- ④ ③以外の自営業者

④

事業を建て直す意思がある

いいえ

はい

公共職業安定所等での
求職活動



経営相談先から
就労を勧められた場合

活動計画の作成

経営相談先での
経営相談

自立に向けた
活動

※自営業者であっても、実質的に被雇用者と同等と考えられる条件で働いている者も含む

公共職業安定所等での求職活動

- ① 公共職業安定所等への求職申込み
- ② 自立相談支援機関での相談（月4回以上）
- ③ 公共職業安定所等での職業相談（月2回以上）
- ④ 企業等への応募（原則週1回以上）
- ⑤ プランに沿った活動（家計相談など）

経営相談先での経営相談等による自立に向けた活動

- ① 経営相談先への相談申込み
- ② 自立相談支援機関での相談（月4回以上）
- ③ 経営相談先での経営相談（原則月1回）
- ④ 給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組（月1回以上）
- ⑤ プランに沿った活動（家計相談、自営業者向けセミナー等への参加など）

自立に向けた活動って？

自立に向けた活動とは、経営相談先から助言等を受けて作成する「自立に向けた活動計画」に基づき行う活動です。（例えば、事業収入を増やすための営業活動や資金調達など）「自立に向けた活動計画」は自立相談支援機関への報告が必要です。